

ぎふけん
自動車会議所だより発行所
一般社団法人
岐阜県自動車会議所
岐阜市日置12648番地の2
電話 (058) 279-3701
毎月20日発行

令和4年度

定時総会を開催

岐阜県自動車会議所
(山口隆男会長)岐阜県自動車会議所
(山口隆男会長) は、
令和4年6月15日、岐
阜県自動車会館におい
て、令和4年度定時総
会を開催し、令和3年
度の事業報告及び同決
算、業務執行状況報告
などについて審議、い
ずれも可決・承認され
た。今年度は役員の変更
にあたり、新役員が選
出された。引き続き臨
時理事会での決議によ
り、理事山口隆男を会
長として山口嘉彦と瀧
修を副会長とする新
役員体制が議決され
た。また、理事会にお
いて、空席であった事
務局長に総務経理課の
山本直喜の就任が承認
された。このほか報告事項と
して、事務局から岐阜
県内のOSS登録・検
査実績と印刷類の販売
状況、新たな全国版
柄ナンバーの交付状
況について報告され
た。今年度の定時総会
は、新型コロナウイルス
感染症拡大防止対策に
配慮して、来賓等の出
席をなくすとして、開
催規模を縮小しての開
催となった。【新役員】
理事
加藤 孝廣【新任】
とができるようにな
る。その他、自動車検
査の電子化とあわせ
て、ICタグに記録さ
れた車検証情報をス
マートフォンやパソコ
ンで閲覧できるよう
に、令和5年1月より
「車検証閲覧アプリ」
を提供する。また、ア
プリをインストールし
たユーザーに対して
は、自動車検査証の有
効期間の更新時期をお
知らせするサービス等
を提供する予定であ
る。特定記録等事務等の
委託は、申請書とする
者は、申請書等を運輸
支局長等に提出するこ
と、記録等事務代行行
者の要件、運輸支局長
等から自動車検査証へ
の記録等に必要な事項
の通知、通知を受けた
記録等事務代行者が講
じる措置等を規定して
いる。【施行】
令和4年5月23日
（記録等事務の委託申
請受付開始）
令和5年1月1日
（自動車検査証の電子
化及び記録等事務委託
制度関係）
※軽自動車については
入予定。【別紙1】電子車検証・記録等事務委託制度
○ 令和5年1月より、自動車検査証を電子化するとともに、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務及び自動車検査証の変更記録に関する事務を運輸支局長等が一定の要件を備える者（指定業務事業主、行政書士等）に委託する制度（記録等事務委託制度）を導入。なお、軽自動車については令和5年1月より導入予定。
○ これにより、継続検査等における運輸支局長等への来訪が不要となり、オンラインで完結した申請を実現。① 一級の自動車整備士
資格の学科試験にお
ける口述試験を廃止
する。
② 大学等の電気又は電
子に関する学科を卒業
した者は、機械に
関する学科を卒業し
た者と同様に、受験
に必要な実務経験年
数を短縮する。
③ その他、関係する規
定について、所要の
改正を行う。【施行】
令和4年5月25日
施行日以降に実施す
る試験について、適用
する。
※②以外
令和9年1月1日
新たな自動車整備士
技能検定規則に基づく
試験を施行し、令和9
年3月（一級の試験は
令和10年3月）不正改造車を
排除する運動
6月1日～6月30日
国土交通省中部運輸
局は、6月1日（水）～6
月30日（内定）の1ヶ月間
を強化期間として不正
改造車を排除する運動
を取り組むこととし
た。本運動は、不正改
造の防止、不正改造車
の排除を呼びかけるた
めに平成22年度から毎
年実施している。
不正改造について
は、自動車使用者の認
識不足による改造や、
保安基準に適合した後
に改造を行った車両が
運動の中心となる。改
造を中心とした街頭検
査等あらゆる機会をた
え、その排除に努めて
きたところである。かしながら、自動車部
品の取付けや取外しに
より保安基準に適合し
なくなっても、違法だ
とあるとの認識のない
まま改造を行っている使
用者も見受けられる。
不正改造は犯罪であ
り、保安基準に適合し
なくなるような自動車
の改造、装置の取付
け、取外し等、不正改
造を実施した者には、
6ヶ月以下の懲役又は
30万円以下の罰金が科
せられる。また、自動
車が改造によって保安
基準に適合しない状態
にあるとき、使用者に
対し必要な整備を行
うことを命じる整備命
令を発令することも可
能。国土交通省では、
不正改造防止の啓発を
目的としたポスター及
びチラシをサービステ
ーションや整備工場等
に配布し、積極的な
不正改造車の排除を呼
びかけることとしてい
る。我が国の交通事故の発
生件数等の現状を見る
と、依然として改善が
求められる状況であ
り、暴走行為、過積載
等を目的とした不正改
造車は、安全を脅かし
道路交通の秩序を乱す
とともに、排出ガスに
よる大気汚染、騒音等
の環境悪化の要因の一
つとなっている。① 基本排除項目
② 前面ガラスへの装
飾板の装飾
③ 土砂等を運搬するダ
ンプ車の荷台にさし
枠の取付け及びリア
バンパ（突入防止装
置）の切断・取外し
④ 基準外のウイング
（エア・スポイラ）
の取付け
⑤ シートベルト警報装
置を解除する用品等
の取付け
⑥ 不正な二次架装③ 大型貨物自動車の速
度抑制装置（スピー
ドリミッター）の解
除・取り外し④ 直前直左の周辺状
況を確認するための
鏡、又はカメラ及び
画像表示装置の取外
し① タイヤ及びホイール
（フエンダー）の車
体外へのはみ出し
② 灯火類の色の変更
③ クリアランス等不適
切な灯火器及び回転
灯等の取付け③ 前面ガラス並びに
運転者席及び助手席
の窓ガラスへの着色
フィルム等の貼付
④ 基準外のウイング
（エア・スポイラ）
の取付け
⑤ シートベルト警報装
置を解除する用品等
の取付け
⑥ 不正な二次架装交換用マフラーは
基準適合品を！
ダメダメ！
違法マフラー国土交通省では、不正
改造防止の啓発を目
的としたポスター及び
チラシをサービステ
ーションや整備工場等
に配布し、積極的な
不正改造車の排除を呼
びかけることとしてい
る。我が国の交通事故の発
生件数等の現状を見る
と、依然として改善が
求められる状況であ
り、暴走行為、過積載

等

を

目的

とした

不正改

造車

は、安全

を脅かし

道路

交通の

秩序を

乱す

ととも

に、排出

ガスに

よる大

気汚染

、騒音

等の

環境悪

化の要

因の一

つとな

っている。

② 基本排除項目

① 直前直左の周辺状

況を確認するための

鏡、又はカメラ及び

画像表示装置の取外

し

① タイヤ及びホイール

（フエンダー）の車

体外へのはみ出し

② 灯火類の色の変更

③ クリアランス等不適

切な灯火器及び回転

灯等の取付け

③ 前面ガラス並びに

運転者席及び助手席

の窓ガラスへの着色

フィルム等の貼付

④ 基準外のウイング

（エア・スポイラ）

の取付け

⑤ シートベルト警報装

置を解除する用品等

の取付け

⑥ 不正な二次架装

交換用マフラーは

基準適合品を！

ダメダメ！

違法マフラー

国土交通省では、不正

改造防止の啓発を目

的としたポスター及び

チラシをサービステ

ーションや整備工場等

に配布し、積極的な

不正改造車の排除を呼

びかけることとしてい

る。

我が国の交通事故の発

生件数等の現状を見る

と、依然として改善が

求められる状況であ

り、暴走行為、過積載

等

を

目的

とした

不正改

造車

は、安全

を脅かし

道路

交通の

秩序を

乱す

ととも

に、排出

ガスに

よる大

気汚染

、騒音

等の

環境悪

化の要

因の一

つとな

っている。

② 基本排除項目

① 直前直左の周辺状

況を確認するための

鏡、又はカメラ及び

画像表示装置の取外

し

① タイヤ及びホイール

（フエンダー）の車

体外へのはみ出し

② 灯火類の色の変更

③ クリアランス等不適

切な灯火器及び回転

灯等の取付け

③ 前面ガラス並びに

運転者席及び助手席

の窓ガラスへの着色

フィルム等の貼付

④ 基準外のウイング

（エア・スポイラ）

の取付け

⑤ シートベルト警報装

置を解除する用品等

の取付け

⑥ 不正な二次架装

交換用マフラーは

基準適合品を！

ダメダメ！

違法マフラー

国土交通省では、不正

改造防止の啓発を目

的としたポスター及び

チラシをサービステ

ーションや整備工場等

に配布し、積極的な

不正改造車の排除を呼

びかけることとしてい

る。

我が国の交通事故の発

生件数等の現状を見る

と、依然として改善が

求められる状況であ

り、暴走行為、過積載

等

を

目的

とした

不正改

造車

は、安全

を脅かし

道路

交通の

秩序を

乱す

ととも

に、排出

ガスに

よる大

気汚染

、騒音

等の

環境悪

化の要

因の一

つとな

っている。

② 基本排除項目

① 直前直左の周辺状

況を確認するための

鏡、又はカメラ及び

画像表示装置の取外

し

① タイヤ及びホイール

（フエンダー）の車

体外へのはみ出し

② 灯火類の色の変更

③ クリアランス等不適

切な灯火器及び回転

灯等の取付け

③ 前面ガラス並びに

運転者席及び助手席

の窓ガラスへの着色

フィルム等の貼付

④ 基準外のウイング

（エア・スポイラ）

の取付け

⑤ シートベルト警報装

置を解除する用品等

の取付け

⑥ 不正な二次架装

交換用マフラーは

基準適合品を！

ダメダメ！

違法マフラー

国土交通省では、不正

改造防止の啓発を目

的としたポスター及び

チラシをサービステ

ーションや整備工場等

に配布し、積極的な

不正改造車の排除を呼

びかけることとしてい

る。

我が国の交通事故の発

生件数等の現状を見る

と、依然として改善が

求められる状況であ

り、暴走行為、過積載

等

を

目的

とした

不正改

造車

は、安全

を脅かし

道路

交通の

秩序を

乱す

ととも

に、排出

ガスに

よる大

気汚染

、騒音

等の

環境悪

化の要

因の一

つとな

っている。

② 基本排除項目

① 直前直左の周辺状

況を確認するための

鏡、又はカメラ及び

画像表示装置の取外

し

① タイヤ及びホイール

（フエンダー）の車

体外へのはみ出し

② 灯火類の色の変更

③ クリアランス等不適

切な灯火器及び回転

灯等の取付け

③ 前面ガラス並びに

運転者席及び助手席

の窓ガラスへの着色

フィルム等の貼付

④ 基準外のウイング

（エア・スポイラ）

の取付け

⑤ シートベルト警報装

置を解除する用品等

の取付け

⑥ 不正な二次架装

交換用マフラーは

基準適合品を！

ダメダメ！

違法マフラー

国土交通省では、不正

改造防止の啓発を目

的としたポスター及び

チラシをサービステ

ーションや整備工場等

に配布し、積極的な

不正改造車の排除を呼

びかけることとしてい

る。

我が国の交通事故の発

生件数等の現状を見る

